

平塚市骨髄等移植ドナー支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄バンク事業における骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)移植の推進を図るため、骨髄等を提供した者(以下「ドナー」という。)及びドナーが勤務する事業所に対して、平塚市骨髄等移植ドナー支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者及びその者が勤務する国内の事業所(国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。以下「事業所」という。)とする。

- (1) 骨髄等を提供した日に市内に住所を有する者
- (2) 骨髄等の提供に伴う休暇の制度がない事業所に勤務する者
- (3) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者
- (4) この要綱による助成金と同様の趣旨の他の助成金の交付等を受けていない者

(助成内容)

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供に要した通院又は入院の日数(以下「通院等の日数」という。)に、ドナーに対する助成金にあつては2万円を、事業所に対する助成金にあつては1万円を乗じて得た額とする。

2 前項の通院等の日数は次の各号に掲げる日数を合計したものとし、その上限は1回の骨髄等の提供につき7日とする。ただし、勤務を要しない日は除くものとする。

- (1) 健康診断のための通院等の日数
- (2) 自己血貯血のための通院等の日数
- (3) 骨髄等の採取のための入院の日数
- (4) その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院等の日数

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、医療機関での骨髄等の提供が完了し、当該医療機関を退院した日の翌日から起算して1年以内に平塚市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書(ドナー用)(第1号様式)又は平塚市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書(事業所用)(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) ドナーとの雇用契約を証する書類(事業所が申請する場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類
- (4) 次に掲げる申請者に係る書類(ドナーが申請する場合に限る。)

ア 住所が確認できる書類

イ 勤務先の休暇制度が確認できる書類

- 2 前項の規定にかかわらず、前項第4号に掲げる書類のうち申請書（助成の申請をした者をいう。以下同じ。）の同意を得たうえで本市においてその内容が確認できるものについては、その書類の提出を要しないものとする。

（交付決定・支払）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査したうえで交付の可否を決定し、平塚市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により助成の決定を受けた者は、市長が指定する請求書により、その決定された助成金を請求するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、前項の請求に基づき指定された金融機関の口座に振り込むものとする。

（暴力団等の排除）

第6条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条の規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、助成金の交付の対象としないものとする。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

（3）法人であって、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者がいるもの

（4）法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

- 2 市長は、助成対象者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 3 市長は、必要に応じて、助成対象者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（助成金の返還）

第7条 申請者が偽りその他不正な行為により、助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他の事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に実施した骨髄等の提供について適用する。

（有効期限）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、この効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。